

2022年2月4日

ウズベキスタン入国時における各種検疫措置の緩和について
(新型コロナウイルス関連)

- ウズベキスタン入国時の各種検疫措置が一部緩和されます。
- 南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエ、モザンビーク、マダガスカル、レソト、エスワティニ、タンザニア、香港の居住者もしくは直近14日間にこれらの国・地域に渡航歴のある方のウズベキスタンへの入国が不可となっていました。この制限が解除となりました。
- オーストラリア、オーストリア、ベルギー、イギリス、ドイツ、デンマーク、イスラエル、イタリア、オランダ、チェコ、エジプトからの入国者は、10日間の自主隔離が必要とされていましたが、この制限が解除となりました。
- 今後も、感染状況により、各種検疫措置の変更等が実施される可能性があります。報道や航空会社への照会等により最新の状況を確認するよう努めてください。

ウズベキスタン保健省は以下の検疫措置等の変更について公表しました。

1 ウズベキスタンへの入国禁止の解除

- (1) 南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエ、モザンビーク、マダガスカル、レソト、エスワティニ、タンザニア、香港からウズベキスタンへの航空便が停止されていましたが、航空便が再開されました。
- (2) ウズベキスタン入国日を基準として直近14日以内に上記の国に滞在していた全ての方は、国籍を問わず、ウズベキスタンへの入国が不可となっていました。この制限が解除となりました。

2 ウズベキスタン入国後の自主隔離措置の解除

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、イギリス、ドイツ、デンマーク、イスラエル、イタリア、オランダ、チェコ、エジプトからの入国者は、10日間の自主隔離が必要となっていました。この制限が解除となりました。

今後も、感染状況により、各種検疫措置の変更等が実施される可能性があります。報道や航空会社への照会等により最新の状況を確認するよう努めてください。

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060, (夜間・休日緊急連絡先) +998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311, (内線) 2902, 2903